

実務研究

田中 啓子 (四谷)



上場株式等の配当所得における 所得税と住民税の課税方法の選択

はじめに

平成13年以降、証券税制の改正はめまぐるしく変化したが、平成28年以降に債券、公社債等にかかる利子や譲渡損益について上場株式等と一体化課税されたことにより、一応の落ち着いた見せられた。

その中で、平成29年度税制改正大綱の中に記載された文言について、実務は混乱した。それは、上場株式

1. 課税方法の選択可能が明文化された経緯

税制改正大綱における明文化のきっかけとなったのは、平成28年8月9日に東京地方裁判所が出された判決である。この裁判は、A区在住の個人甲氏がA区に對して住民税(この裁判においては特別区民税・都民税)の賦課処分について訴えを起したものである。

甲氏は、平成26年分の所得確定申告で、上場株式等の配当所得について総合課税を選択した確定申告書を所轄税務署長に提出し、かつその所得税申告書の提出よりも前に、住民税の申告において、上場株式等の配当所得について申告分離課税を選択した申告書を提出した。

2. 申告の方法

この判決を受けて、平成28年12月8日に公表された

平成29年度税制改正大綱において、配当所得について

所得税と住民税で別々の課税方法が採用できることが明確化された。

(9)上場株式等に係る配当所得等については、市町村が納税義務者の意志等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができるとを明確化する。

(平成29年度税制改正大綱「より抜粋」)

この「課税方法」には

申告不要も含まれるため、所得税で総合課税を選択し、住民税では申告不要とする

ことも可能である。税制改正大綱において「明確化する」と記載されているので、実際には平成28年分の申告から適用可能となった。

所得税において総合課税は、超過累進税率であり、また住民税は10%の定率課税である。一方、申告分離課税や申告不要を選択した上場株式等の配当所得は、所得税15・315%(復興特別所得税を含む)、住民税5%

所得税

課税所得	申告不要又は申告分離課税	総合課税
0円～195万円	15.315%	5.105% - 10.21% = ▲5.105% → 0%
195万円～330万円		10.21% - 10.21% = 0%
330万円～695万円		20.42% - 10.21% = 10.21%
695万円～900万円		23.483% - 10.21% = 13.273%
900万円～1,800万円		(注) 33.693% - 10.21% = 23.483%

住民税

課税所得にかかわらず	申告不要又は申告分離課税	総合課税
	5%	(注) 10% - 2.8% = 7.2%

(注) 課税所得金額等が1,000万円を超えると配当控除率は所得税5.105%(住民税1.4%)となるが、ここでは便宜的に所得税10.21%(住民税2.8%)と表記する。

%の計20・315%の税率となる。総合課税の所得が少額な場合は、上場株式等の配当所得について所得税では総合課税、住民税では申告分離課税または申告不要、と選択すると、より有利となる。上場株式等の配当所得に関する有利不利については、左記の表にまとめる。

所得税は課税所得が900万円以下の場合には配当控除が適用できる総合課税を選択した方が有利となる。また住民税については、所得控除等により課税所得がなくなってしまう場合などを除き、申告不要が有利になるケースが多い。総合課税を選択すると配当控除が適用できるが、申告分離課税または申告不要の場合は、配当控除が適用できない。有利不利を判断する上では、この点も考慮する必要がある。なお配当控除は、その対象となる配当等が証券投資信託の収益分配金だった場合は0%、5・105%となるなど複雑さが増すので慎重な判断が必要だ。

通常は所得税の確定申告書と住民税の確定申告書とを別々に提出するが、住民税の申告書も提出したものとみなされる。

地方税法

第317条の2(市町村民税の申告等)
第294条(市町村民税の納税義務者等)
第1項第1号の者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(後略)
第317条の3
第294条(市町村民税の納税義務者等)
第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下本条において「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。)には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

(後略)
他、地方税法第45条の2及び第45条の3も参照(道府県民税関係の規定)

この場合は、上場株式等の配当所得に限らず、所得税と住民税で同じ課税方法が選択されたことになる。上場株式等の配当所得につ

特別区民税・都民税申告書
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申告書)

平成 年度(年分相当分)

申告者氏名 住所 電話番号
住所 電話番号
納税義務者氏名 住所 電話番号
住所 電話番号

○確定申告した(予定)の上場株式等の所得

上場株式等の配当所得	総合課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	総合課税	円	円

申告する番号に○をつけてください。

1 上記の確定申告した(予定)の上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

2 上記の確定申告した(予定)の上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

上場株式等の配当所得	総合課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	総合課税	円	円

※ 資料はその他資料で提出

住所 区 丁目 番 号

(練馬区ホームページより)

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

平成29年度税制改正大綱で明らかになった上場株式等の配当所得にかかる課税方法だが、実務においては注意すべき点や問題点などもある。以下、これらについて述べる。

(1)住民税の申告書の作成
所得税であれば、全国統一の確定申告書の様式が定められており、税理士であれば様々なベンダーのソフトを利用して必要な書類を作成することができる。しかし、住民税は標準様式はあるものの、実際には各市区町村によって申告書の様式は異なる。したがって住民税の申告書を作成する場合は、手書きになることが多いであろう。

しかし、この点に関しては各市区町村で住民税の申告書を出さなくても上場株式等の配当所得について

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

3. 実務上の問題点

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。

住民税の申告書は提出する必要がある。規定された申告書と住民税の申告書とを別々に提出する必要がある。今回、上場株式等の配当所得については、この提出順序については平成29年4月1日に総務大臣から各都道府県知事宛に出された「総務省令第26号」地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正についてにより、その提出順序は問われないこととなっている。